

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタンプ

特集Ⅰ

安全最優先のホンネを示す安全管理のすすめ

日々の作業実態に目を向けて

災害予防研究所 所長 中村昌弘

特集Ⅱ

安全のノウハウ共有を図る

第50回建災防全国大会

空調衛生設備業の現場は、今

墜落災害防止へキャンペーン

三機工業

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2198

2013

11 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S Rアップ21東京会
T & K マネジメントオフィス

所長 戸谷 一彦

昼休み休憩時間中に会社トイレで足を滑らせて転倒し負傷

■ 災害のあらまし ■

食品製造販売会社 S 社の地方支店に勤務する男性営業社員 (K 氏) が昼休みの休憩時間中、支店内のトイレで転倒、足を負傷し、営業の業務に就けない状態になった。トイレの床が水で濡れていたため、足を滑らせて転倒し負傷したとのことである。支店のトイレは同じフロアに他の会社も入居している 5 階建ての雑居ビル内にあり、トイレもフロア共有の部分となっていた。

■ 判断 ■

休憩時間中に事業場内において、生理的
必要行為や作業に関連する行為により被災した場合、たとえ休憩時間中であってもその後の就業が予定されており、また、事業場内で発生した災害については、事業主の支配下にある業務における付随行為として解され、ビル内の共用部分も事業場施設と考えられるため、業務上と判断された。

■ 解説 ■

業務災害と認められるためには、「業務起因性」と「業務遂行性」の双方が必要であり、行政解釈によると、業務遂行性は業務起因性の第一次的判断基準とされる。

業務遂行性が認められる内容として、①事業主の支配下であり、かつ管理下において、業務に従事している場合（作業中の用便、飲水などの生理的
必要行為や作業中の反射的行為などを含む業務遂行行為およびそれに伴う一定の行為、その他労働関係の本旨に照らして合理的と認められる行為中など）の災害、②事業主の支配下であり、かつ管理下にあるが、業務に従事していない場合（休憩時間など、事業場施設内で自由行動を許容されている場合や就業時間後

第 162 回

に事業場内施設にいる場合など)の災害、
③事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合(出張、外勤、配送その他事業場で業務に従事している場合など)の災害が認められている。

一方で業務起因性は、業務遂行性が認められる場合に、業務起因性の判断がなされる。例えば、上記①の場合では、災害の発生は、作業過程や作業管理もしくは施設、設備の管理状況などから発生するものであるから、他に例外を除き、または特別の理由がない限りは業務起因性が認められる。また、上記②の場合(例として休憩時間中の自由行為)では、事業主の支配下にあり、かつ管理下にあるため単なる私的行為とはいえませんが、個々の行為は一般には私的行為であり、積極的な私的行為によって発生した災害は業務災害とは認められないものの、事業場施設に起因するもの、あるいは就業中であれば業務行為に含まれると考えられる業務付随行為(生理的必要行為や作業と関連ある行為)は、業務起因性が認められている。

今回の場合は、休憩時間中に会社のトイレ内で足を滑らせ転倒し負傷したというものである。営業社員(K)のトイレに用を足しに行く行為は、生理的必要行為に該当する。その場合、事業主の支配下、管理下にある限り、業務遂行性があると解される。

休憩時間中の労働者の行動は私的行為であるものの、たとえ休憩時間という自由な時間であったとしても、休憩時間中に事業場内において、事業場施設またはその管理上の欠陥が原因となった場合や、災害の原因が労働者の恣意的行為によるものではなく、生理的必要行為や作業と関連する行為などに際して被災した場合などは、業務における付随行為として捉え、業務起因性が



あると解されるのである。

したがって、休憩時間中で事業場においてこれらの行為に際し、発生した災害については、特に事業場内の施設の欠陥などに起因するという証明を待つことなく、業務上災害と認められるのである。

なお、被災した場所が他の会社も入居しているビルの共用部分という点については、事業場施設に該当するかどうかについては、通勤災害ではなく、業務災害とした過去の事例(被災労働者が時間外勤務を終えて、帰宅するため入居しているビルを出る際、玄関の全透明ガラスドアが開いているものと錯覚し、ドアに前額部をぶつけ、破損したガラスにより負傷した)から、「共用ビルの共用部分(玄関、廊下、階段など)は不特定多数の者の通行を予定しているものではなく、また、その維持管理費用が当該共用ビル入居事業場の均等負担であること、およびその使用にあたっての了解事項等から判断すると、当該ビル所有者と入居事業場の各事業主等が、当該共用部分を共同管理しているものと認めるのが妥当である(昭51・2・17基収集252号の2)」と解されており、ビル内の共用部分についても事業場施設と認められている。